児童虐待を防止しましょう

やまびこ

1　児童虐待とは・・・？

身体的虐待

○　殴る、蹴る
○　タバコの火を押し付ける
○　熱湯をかける、溺れさせる
○　激しく揺さぶる
…など



性的虐待

○　児童に対し淫行する
○　児童ポルノの被写体にする
○　性的行為を強要、教唆する
○　性器や性交を見せる
…など



怠慢・拒否（ネグレクト）

○　乳幼児を家に残し外出する、車の中に放置する
○　不潔なままにする
○　適切な食事を与えない
○　病気になっても医者に診せない
…など



心理的虐待

○　暴力的な言動により児童を脅す
○　他の兄弟姉妹と著しく差別した扱い
○　無視したり拒否的な態度をする
○　児童が同居する家庭における配偶者やその他の家族に対する暴力
…など



編集発行
うきは警察署
７６－５１１０



2　ためらわず連絡（通告）してください！

児童相談所全国共通３桁ダイヤル

☎189（いちはやく）



児童虐待かも？

●２４時間対応（匿名でOK）
●お近くの児童相談所に電話が繋がります。

緊急の場合は
最寄りの警察署又は
110番!!

～女性に対する暴力をなくしましょう～

毎年11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です！

ＤＶやストーカー、リベンジポルノの被害は、行為がエスカレートする危険性が高く、被害者の周りの家族や友人にまで危害が及ぶおそれがあります。
不安に感じている方は、**一人で悩まず早めに相談**してください。

【相談先】
○　警察本部警察安全相談コーナー　＃９１１０
○　最寄の警察署
○　緊急の場合は、１１０番



～電話でお金はすべて詐欺、すぐに相談・１１０番～